日本海におけるきす片側留さし網漁業及びあまだい片側留さし網漁業 の取扱方針

> 昭和50年 5月 1日制定 平成 2年 4月27日一部改正 平成10年 7月17日一部改正

(目 的)

第1 この方針は、日本海における青森県沖合海域でこの漁業を営む者の許可に ついて必要な事項を定める。

(許可の申請)

- 第2 この漁業の許可を受けようとするものは、青森県海面漁業調整規則第8条 に規定する申請書に次に掲げる書類を添えて申請すること。
 - 1 所属漁業協同組合長の副申書
 - 2 共同漁業権漁場内で操業する場合は、漁業権管理者の同意書
 - 3 使用漁具図(構造、寸法等を明確にしたもの。)
 - 4 年間事業概要書および事業計画書
 - 5 その他知事が必要と認めた書類

(許可の対象者)

第3 許可の対象者は、西津軽郡・北津軽郡に住所を有する者とする。

(許可の対象漁船)

第4 許可の対象漁船は、西津軽郡、北津軽郡に根拠地を有する総トン数10トン未満のものとする。

(許可をしない場合)

第5 この漁業の違反で処分を受けた者、または、その者と共同で申請した場合 は許可しないこと等がある。

(操業区域)

第6 操業区域は、次のとおりとする。

A区域

次の点、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クを順次に結んだ線と陸岸によって 囲まれた区域、ただし、漁業権管理者の同意のない漁業権漁場を除く。

ア 北津軽郡権現崎突端

イ 西津軽郡弁天崎突端と北津軽郡権現崎突端を結ぶ線上権現崎突端から4.

- 800メートルの点
- ウ 基点第44号から230度3,500メートルの点
- エ 基点第43号から280度3,000メートルの点
- オ 基点第42号から278度3,000メートルの点
- カ 西津軽郡鰺ケ沢町大字南浮田、鳴沢川左岸に設置した標柱から316度 4,000メートルの点
- キ 基点第41号から332度3,000メートルの点
- ク 基点第41号

基点第44号:北津軽郡市浦村と小泊村との境に設置した標柱

基点第43号:西津軽郡と北津軽郡との境に設置した標柱

基点第42号:西津軽郡木造町大字舘岡字上沢辺堀替に設置した標柱

基点第41号:西津軽郡鰺ケ沢町大字赤石町と大字淀町との境に設置した

標柱

B区域

基点第31号から正西の線、同線上基点第31号から4海里の点と舻作崎突端とを結んだ直線および陸岸によって囲まれた海域。ただし、漁業権管理者の同意のない漁業権漁場を除く。

基点第31号:青森県と秋田県との境の須郷崎に設置した標柱

C区域

次の点ケ、コ、サ、シ、ス及びケの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

点ケ 基点第39号から343度2000メートルの点

点コ 基点第39号から343度4000メートルの点

点サ 基点第37号から317度3000メートルの点

点シ 基点第37号から317度2000メートルの点

点ス 基点第38号から290度2000メートルの点

基点第37号:西津軽郡深浦町根株川尻から西方(暗堰)に設置した標柱

基点第38号:西津軽郡深浦町大字驫木と大字風合瀬との境に設置した標

柱

基点第39号:西津軽郡深浦町大字風合瀬貝良木川右岸に設置した標柱

(操業期間)

第7 操業期間は、5月1日から8月31日までとする。

(許可期間)

第8 許可期間は、1年以内とする。

(制限または条件)

- 第9 許可には、次の制限または条件をつける。
 - 1 定置漁業の操業中は、その前面、後面及び沖合それぞれ500メートル以内は操業しないこと。
 - 2 使用する網の目合は、30ミリメートル以上とすること。
 - 3 操業時間は、日の出から日没までとする。
 - 4 8月1日から8月31日までの間は、水深20メートル以浅の区域で操業してはならない。

(操業報告書の提出)

第 10 操業期間終了後 3 0 日以内に別に定める操業報告書を知事に提出すること。